

交 通 事 故 に

あわれた被害者の方に

このパンフレットは、交通事故に巻き込まれた被害者やその家族の方が、精神的、経済的に深刻な問題に直面せざるを得ない場合に、利用できる制度などについてお知らせするものです。



三 重 県 警 察

はじめに

交通事故に巻き込まれることは、大変つらく悲しいことです。

保障問題や精神的・経済的な不安など、深刻な問題に直面せざるを得ません。

しかし、こうした問題にたった一人で立ち向かわなければならないという訳ではありません。

警察では、色々な情報をお知らせし、今後どのようにすればよいのかを助言・援助する体制をとっております。

このパンフレットは、

- 被害者の方やご家族の方が利用できる援助・救済制度には、どのようなものがあるのか。
- 相談窓口はどのようなところにあるのか。

を紹介します。

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく各窓口にお問い合わせください。

被害者の方やご家族の方に少しでもお力になれば幸いです。





目 次



被害者及びご家族の方へのお願い	1
民事上の損害賠償と警察の立場	2
自動車保険制度の概要	2
1 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）	2
2 任意保険	3
3 保険請求に必要な書類	3
自動車損害賠償保険事業の概要	3
援助・救済制度	4
1 福祉制度	4
2 税法上の救済制度	5
交通事故相談窓口	6
◎ 警察の相談窓口	6
◎ 各種相談窓口	7
1 三重県交通事故相談所	7
2 一般財団法人 三重県交通安全協会 三重県交通安全活動推進センター	7
3 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	8
4 農業協同組合連合会の交通相談所	8
参考となるインターネットウェブサイト	9
交通事故証明	10
被害者連絡制度	10
担当捜査員・担当捜査員不在時の連絡先	11

被害者及びご家族の方へのお願い

被害者の方やご家族の方（以下、「被害者の方など」と言います。）には、様々なお願いをすることがありますが、事故を処理をしていく上で必要ですのでご協力をお願いします。

具体的には、次のようなことがあります。

1 事故状況などのお尋ね

警察が捜査を始めますと、被害者の方などから詳しくお話をお伺いします。

被害者の方などの中には、言いたくないこともあるかと思いますが、詳しいことが分かれば分かるほど、事故の処理がスムーズになります。

ご協力をお願いします。



2 証拠品の提出

被害者の方が事故当時に着ていた服、持っていた物などを証拠品として提出していただくこともあります。

これらは「物的証拠^{ぶつてきしょうこ}」として、非常に大切なものです。

証拠として提出していただいた物は、必要がなくなった時点でお返しいたします。

また、必要がある場合でも、仮にお返しすることができる場合もあります。

返してもらわない必要がないものは、申し出ていただければ、他人の目に触れないように処分いたします。



3 交通事故現場での立ち会い

被害者の方などには、交通事故現場に立ち会っていただくことがあります。

ある程度の時間がかかりますが、必要なことですので、ご協力をお願いいたします。



民事上の損害賠償と警察の立場

交通事故で死亡したり、けがをした場合、「自動車損害賠償保障法」^{じどうしゃそんがいばいしょうほしょうほう}により被害者の方などは、相手方に対して財産的損害、精神的損害の損害賠償の請求ができます。

ただし、これは民事手続きに従って行われるものですので、警察は直接関与できません。

なお、交通事故に関する損害賠償請求については、**〔各種相談窓口〕**に記載されている各機関にお問い合わせください。

相談窓口



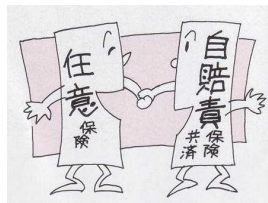
自動車保険制度の概要

自動車保険には、

- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車損害賠償責任共済（自賠責共済）
- 任意保険

があります。

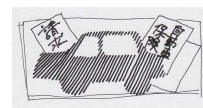
自賠責保険と自賠責共済については、内容が同じですから、以後は、自賠責保険について説明を進めます。



1 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

自賠責保険は、交通事故による被害者やその遺族を保護する目的で、自動車の所有者が加入を義務付けられている保険です。自賠責保険の支払い請求は、加害車両が加入している損害保険会社に対して加害者が行うほか、被害者側からも直接、損害賠償の請求を行うことができます。被害者一人当たりの法定の限度額は、

- 死亡した場合 3,000万円
- けがをした場合 120万円
- 後遺障害がある場合 75万円～4,000万円



となっています。

また、被害者の方が経済的に困らないよう、正式に保険金が支払われるまでの間、
うちばらいきん かりわたしきん
内払金・仮渡金の制度があります。

請求の具体的な手続きについては、損害保険を取り扱う各保険会社等にお問い合わせ
してください。

2 任意保険

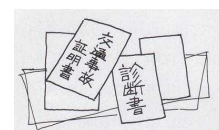
任意保険は、自賠責保険では補いきれない損害賠償を保障するものです。

保険金の請求は、自賠責保険と同様、相手方の保険会社などに対して、被害者側か
らも直接請求することができます。

請求の具体的な手続きについては、各保険会社にお問い合わせください。

3 保険金の請求に必要な書類

保険金の請求には、「交通事故証明書」「事故発生状況報告書」「診断書」などの書
類が必要になりますので、保険会社などにお問い合わせください。



自動車損害賠償保障事業の概要

死亡したり、けがをした交通事故でも、次のような場合は自賠責保険からの救済が受
けられない場合があります。

- ひき逃げされ、相手が判明しない。
- 事故を起こした相手が自賠責保険に加入していない。
- 事故を起こした相手の車が盗難車で自賠責保険が使えない。

このような事故の場合、国が被害者の方に対し、損害を補う制度があります。補償金
の限度額は自賠責の場合と同様です。

補償金の請求は、損害保険会社で受け付けています。

必要な書類など、詳しいことは損害保険会社などにお問い合わせください。

なお、早急に補償金が必要な場合は、自動車事故対策センターが保障金の一部立替貸付
たてかえかしつけ

事業を行っています。

詳しくは【えんじよ きゅうさい援助・救済制度】を参考にしてください。

援助・救済制度

交通事故被害者で生活に困窮している場合などには、次のような制度を利用することができます。



1 福祉制度

(1) 官公庁が行うもの

- ◎ 父親が死亡したため「母子家庭」となった場合、児童扶養^{ふよう}手当や母子福祉資金の貸付け (市役所、町村役場)
 - ◎ 後遺障害の程度に応じた障害年金支給制度 (市役所、町村役場)
 - ◎ 収入がなくなったり、少なくなったりしたため生活に困っている方に対しては、その程度に応じて、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等の保護を受けることができる生活保護^{ふじよ}制度 (市役所、町村役場)
- などの各種の制度があります。

(2) 各種援助・救済機関が行うもの

- ◎ 独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA) 三重支所

四日市市諏訪町4番5号 四日市諏訪町ビル8階

(☎ 代)059-350-5188)

交通遺児や重度後遺障害者の子供への無利子貸付けを行っています。

貸付けは、中学校卒業までの交通遺児などで、生活保護を受けている方などが対象となります。

また、交通事故が原因となって寝たきり状態で治療、あるいは常に介護を必要とする方を抱える家族の方に対し、介護料が支給されます (ただし、収入状況など一定の要件を満たす場合。)

◎ 公益財団法人 交通遺児等育成基金

東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階

☎ 03-5212-4511
0120-163-611

交通遺児が損害保険会社等から支払われる損害賠償金・保険金等の中から、拠出金を交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、19歳に達するまで年齢に応じた育成給付金が3か月ごとにまとめて支給されます。

◎ 公益財団法人 交通遺児育英会

東京都千代田区平河町2-6-1

☎ 03-3556-0773
0120-521-286



交通遺児に奨学金しょうがくきんの貸付けを行っています。

貸付対象は、高校生、専門学校生、短大生、大学生、大学院生等です。

在学している高校、大学等の教職員に相談してください。

◎ 独立行政法人 日本学生支援機構

教育の機会均等に寄与するために、大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒を対象に、学資の貸与や修学の援助を行っています。

在学する学校の奨学金担当係に相談してください。

2 税法上の救済制度

交通事故により負傷して医療費を支払ったり、身体に障害を負ったりした方、配偶者と死別した方などには、所得税の減額が認められる制度があります。

詳細は、最寄りの税務署へ問い合わせください。

(1) 医療費控除いりょうひこうじょ

治療のために支払った医療費を補うため、税金が減額されるものです。

(2) 障害者控除

障害者の方一人につき27万円（特別障害の場合は40万円）の控除額が認められるものです。

(3) 寡婦（寡夫）控除

夫婦の一方が死亡した場合、原則として27万円の控除額が認められるものです。

交通事故相談窓口

交通事故に遭われた被害者やその遺族の方からの相談については、官公庁や公的機関、その他各種の機関が相談窓口を開設しています。

各機関の概要、所在地、連絡先、相談時間などは、次のとおりです。



〔警察の相談窓口〕

警察においても専門的な立場から相談に応じています。

本部交通指導課 交通捜査指導係	(代)059-222-0110 (内線 5134・5148)
事故の管轄警察署 交通課交通捜査係	担当捜査員のページを参考にしてください。
法律相談	弁護士が直面する様々な法律問題について助言を行います。
カウンセリング	臨床心理士が直接カウンセリングに当たります。

※ 法律相談及びカウンセリングは予約が必要ですので、事前に連絡をお願いします。（予約受付：警察本部被害者支援室 (代)059-222-0110 内線2922)

〔各種相談窓口〕

1 三重県交通事故相談所

交通事故相談員が相談に応じているほか、法律的判断を要する相談内容については、弁護士相談の日を設定してます。

〔常設相談〕

津市栄町一丁目954番地

三重県栄町庁舎3階

☎ 059-228-7350

月～金曜日 午前9時から午後4時まで

〔弁護士相談〕……予約制

奇数月の第2火曜日 午後1時30分から午後3時30分まで



2 一般財団法人 三重県交通安全協会

三重県交通安全活動推進センター

三重県交通安全協会が設置し、相談員が電話相談及び面接相談を実施しています。

(1) 電話相談

津市栄町一丁目954番地 三重県栄町庁舎5階

三重県交通安全協会内

☎ 059-223-1331、1333

月～金曜日（祝祭日を除く。）

午前9時から午後4時まで



(2) 面接相談

津市高茶屋四丁目48-8

三重中央自動車学校内 交通事故相談室

☎ 059-234-2175

毎週木曜日

午前9時から午後4時まで

交通事故相談員による相談

※ 第3木曜日（祝祭日の場合は第4木曜日）

午後2時から午後4時まで

顧問弁護士による無料相談

3 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター三重県支部

日本弁護士連合会（日弁連）が設置した公益財団法人で、担当弁護士が法律的な相談に応じています。

なお、予約が必要で、相談日、相談時間はあらかじめ問い合わせが必要です。

相談時間は30分程度です。

※ 電話相談は行っておりません。

津市中央3番23号 三重弁護士会館内

☎ 059-228-2232（予約制面接相談）

毎週火・金曜日（相談時間は問い合わせてください）

4 農業協同組合連合会の交通相談所

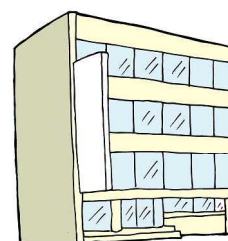
全国共済農業協同組合連合会三重県本部（いわゆるJA共済連三重）に設置されており、査定担当者や交通事故相談員が相談に応じています。

なお、あらかじめ問い合わせてください。

津市栄町一丁目960番地 JA三重ビル内

☎ 059-229-9175

※ JA共済契約者が対象となります。



参考となるインターネットウェブサイト

1 内閣府交通事故被害者サポート事業

被害者支援の相談窓口や、これまで内閣府交通事故被害者サポート事業で実施されてきた事業の報告書やマニュアル、パンフレット等が掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/index.html>

2 国立精神・神経センター精神保健研究所

犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ

犯罪の被害にあわれた方やそのご家族、医療やこころの専門家のために、メンタルヘルスに関する情報が提供されています。

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www>

3 あしなが育英会

親を亡くした子どもたちの進学支援と心のケア等に関する情報が提供されています。

<http://www.ashinaga.org>



交通事故証明

交通事故証明書とは、交通事故の発生の事実を証明する証明書のことです。
交通事故の発生地に関係なく、

自動車安全運転センター三重県事務所

津市垂水2566番地

運転免許センター内 東ウイング4階

☎ 059-223-1231

月～金曜日（祝祭日を除く。）

午前8時30分から午後4時30分まで



で、申請に基づき交付されます。

申請用紙は、センターの事務所のほか、警察署に備え付けられています。

警察への事故の届出をされた方は、自動車安全運転センター三重県事務所へ直接又は郵便振替で申請してください。

郵便振替の場合、申請後、お手元に届くまでに約10日間を要します。

手数料は、1通につき540円が必要です。

※ 詳しくは、自動車安全運転センター三重県事務所へ直接お問い合わせください。

被害者連絡制度

被害者の方などは、「犯人は誰なのか」「犯人の処罰はどうなっているのか」等について、大きな関心を持っておられると思います。

警察では、被害者の方などのこれらの関心に応えるため、被害者連絡制度を設け、必要な情報を提供することとしています。

ただし、犯人が少年の場合には、少年の処遇上、提供できる情報の内容が若干の違いがあります。

- 提供している情報
 - ◇ 犯人の氏名・年齢等
 - ◇ 事件の送致先検察庁
 - ◇ 起訴、不起訴等の処分結果
 - ◇ 起訴された裁判所
 - ◇ 起訴後における処分結果



- 被害者連絡担当係
 - ◇ 警察で被害者の方などへの情報提供を担当しているのは、当該交通事故の捜査を担当した警察官で「担当捜査員」と呼んでいます。
 - ◇ 被害者の方などで、事件のことを思い出したくないなどの理由で、これらの情報提供を希望されない方は、担当捜査員にその旨を申し出てください。

担当捜査員・担当捜査員不在時の連絡先

担当捜査員の連絡先

警察署 交通(第二)課		係
階級	氏名	
☎	(内線)

担当捜査員不在時の連絡先

警察署 交通(第二)課		
		係
階級	氏名	
☎		(内線)